

## 崇城大学利益相反マネジメント規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、崇城大学（以下「本学」という。）の教職員等が、公的研究費の支給を受けて行う研究（以下「公的資金研究」）に伴って生じる恐れがある利益相反を適正に管理し、利益相反による弊害を防止することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 教職員等とは、次に掲げる者をいう。

- ア 学長、副学長
- イ 専任教員、助手、技師、技師補、技術員、特任教授
- ウ 専任職員および常勤嘱託職員

(2) 公的研究費とは、次に掲げるものをいう。

- ア 政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究費
- イ 科学研究費助成事業、その他の競争的研究費

(3) 研究者とは、教職員等のうち、公的資金研究を行っている者および公的研究費に応募した者（採択されなかった者および既に公的資金研究を終了している者を除く。）をいう。

(4) 利益相反とは、次に掲げるものをいう。

- ア 「広義の利益相反」とは、狭義の利益相反と責務相反を含んだものをいう。
- イ 「狭義の利益相反」とは、教職員等または本学が産学官連携活動に伴って得る利益と、教育・研究等の大学における責任が相反する状況をいう。
- ウ 「責務相反」とは、教職員等が兼業活動により企業等に対して負う職務遂行責任と、本学における職務遂行責任が両立しえない状態をいう。
- エ 「個人としての利益相反」とは、狭義の利益相反のうち、教職員等個人が産学官連携活動に伴って得る利益と、本学における教育・研究等の責任が相反する状況をいう。
- オ 「本学（組織）としての利益相反」とは、狭義の利益相反のうち、本学が産学官連携活動に伴って得る利益と、本学の社会的責任が相反する状況をいう。

### (大学の責務)

第 3 条 大学は、本規程に従って教職員等が公的資金研究を行う場合、教職員等の立場を尊重し、その名誉を守ることに努めるものとする。

(利益相反マネジメント委員会の設置)

第 4 条 大学に、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第 5 条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 副学長（研究担当）
- (2) 工学部長、情報学部長、生物生命学部長、芸術学部長、薬学部長、総合教育センター長
- (3) 事務局長
- (4) 委員長が必要と認めた者 若干名

(委員の任期)

第 6 条 前条に規定する委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第 7 条 委員会に委員長を置き、第 5 条に規定する委員の中から、学長が指名する。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、また委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の運営)

第 8 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。なお、欠席委員が委員長に議決権を一任した場合は、出席したものとみなす。
- 3 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の決議に利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。
- 5 委員会における審議および議事録は、非公開とする。

(委員会の職務)

第 9 条 委員会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 利益相反に関する基本方針、この規程および関係規約の制定について審議すること。
- (2) 利益相反に関する個別案件の審査、調査および改善要請に関すること。
- (3) 利益相反に関する啓発活動に関すること。
- (4) その他利益相反マネジメントに関すること。

(利益相反防止アドバイザー)

第10条 委員会に利益相反防止アドバイザーを置く。

- 2 利益相反防止アドバイザーは、委員会の委員長の指名に基づき大学が委嘱する。

(利益相反防止アドバイザーの職務)

第11条 利益相反防止アドバイザーは、研究者からの相談に応じ、利益相反について必要な助言および情報の提供を行う。

- 2 利益相反防止アドバイザーは、前項の研究者からの相談内容ならびにそれに対する助言および情報の内容について委員会に報告しなければならない。
- 3 第1項の規定は、研究者以外の教職員等が、利益相反防止アドバイザーに相談し、助言および情報提供を求めることを妨げるものではない。

(委員会における審査、調査および改善要請)

第12条 委員会は、第9条第2号に定める審査、調査等について、次条に定める教職員等からの自己申告書等の提出または第11条第2項の利益相反防止アドバイザーからの報告、情報に基づき審査を行い、必要があると認めるときは、研究者の利益相反の状況に関して調査を行うことができる。この場合において、委員会は、研究者から意見を聴くことができる。

- 2 委員会は、前項の調査の結果、利益相反により公的資金研究に必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない状態が生じ、または生じる恐れがあると認められるときは、速やかに学長に報告するとともに、研究者に対し改善を要請するものとする。
- 3 前項の研究者への改善要請は、文書で通知しなければならない。
- 4 第2項の報告を受けた学長は、必要に応じて、公的研究費の交付の決定等を行う機関に報告するものとする。

(自己申告書)

第13条 研究者は、公的資金研究において、第2条第4号に定める利益相反の状態が発生または発生することが予想される場合、自己申告書等を担当課を経て委員会に提出しなければならない。

- 2 自己申告書の様式については、委員会が別に定める。

(不服申し立て)

第14条 研究者は、第12条第2項の要請に不服があるときは、同条第3項の通知を受けた日から2週間以内に、書面により委員会に対して不服を申し立て、再度審査を要請することができる。

- 2 委員会は、不服申し立てを受けたときは、速やかに審査を行い、その結果を学長に報告しなければならない。また、不服を申し立てた研究者に対し、その結果を文書で通知する。

(守秘義務)

第15条 委員会の委員、利益相反防止アドバイザー、その他の利益相反マネジメントに係る全ての者は、職務上知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を離れた後も同様とする。

(文書の保存)

第16条 大学は、研究者から提出された自己申告書等に関する情報は、外部に漏らすことがないよう厳重に保管・管理しなければならない。

(庶務)

第17条 利益相反に関する事務は、法人課、地域共創センターが行う。

(改廃)

第18条 この規定の改廃については、委員会で審議の上、学長の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、平成26年1月1日より施行する。
2. この規程は、令和3年9月1日より施行する。

※利益相反図

